要求水準書新旧対照表（抜粋）

改正	現行
【表紙】 （令和８年11月19日修正）	【表紙】
【P36】 第６　維持管理業務要求水準 ２　維持管理業務の要求水準 (5)　データ計測・記録業務 ・　全屋内運動場等ごと（室内機単位）の空調稼働時間、室外機ごとの運転時間等を計測・記録し、その結果を半期業務報告書として本市に提出すること。 ・　対象施設ごとに、空調環境の提供で消費するエネルギー量を月ごとに計量・記録（電気にあっては、デマンド値を含む。）し、その結果を半期業務報告書及び月次報告書として本市に提出すること。	【P36】 第６　維持管理業務要求水準 ２　維持管理業務の要求水準 (5)　データ計測・記録業務 ・　全屋内運動場等ごと（室内機単位）の空調稼働時間、室外機ごとの運転時間等を計測・記録し、その結果を本市~~及び対象施設~~に報告すること。 ・　対象施設ごとに、空調環境の提供で消費するエネルギー量を月ごとに計量・記録（電気にあっては、デマンド値を含む。）し、本市~~及び対象施設~~に報告すること。
【P68】 別紙６　提出書類一覧（維持管理業務） ３　半期業務報告書（夏季・冬季） 維持管理業務期間中、対象施設ごとに次に記載する内容を半期業務報告書として作成し、夏季の半期業務報告書及び冬季の半期業務報告書は、それぞれ夏季又は冬季の終了から10営業日以内に本市に提出して確認を得ること。なお、下記の①から④までの計測記録は月ごとの消費量等をまとめたものとするが、本市から特定の日時の計測記録の提出の要求があった場合には提出すること。 ①　対象施設別の夏季・冬季のガス又は電気エネルギー消費量	【P68】 別紙６　提出書類一覧（維持管理業務） ３　半期業務報告書（夏季・冬季） 維持管理業務期間中、対象施設ごとに次に記載する内容を半期業務報告書として作成し、夏季の半期業務報告書及び冬季の半期業務報告書は、それぞれ夏季又は冬季の終了から10営業日以内に本市に提出して確認を得ること。なお、下記の①から③までの計測記録は月ごとの消費量等をまとめたものとするが、本市から特定の日時の計測記録の提出の要求があった場合には提出すること。 ①　対象施設別の夏季・冬季のガス又は電機エネルギー消費量

（空調運転に係る消費分）の計測記録 ②　対象施設別の室内機の運転時間の計測・記録 **③　室外機ごとの運転時間の計測記録** ④　セルフモニタリング結果報告	（空調運転に係る消費分）の計測記録 ②　対象施設別の室内機の運転時間の計測・記録 ③　セルフモニタリング結果報告